

寒川町高度地区素案パブリックコメント意見による修正箇所新旧対照表

項目		修正前	修正後	意見区分
(2)高度地区の適用除外、制限の緩和	①適用の除外	■地区計画等により高さ制限が定められている場合。 ■制限値を超える既存建築物について高さの制限の範囲内の増築を行う場合。 ■バリアフリー化のために廊下、階段、エレベーターを増築する場合。 ■防災上、公益上必要な建築物で_____町長が許可したもの。	■地区計画等により高さ制限が定められている場合。 ■制限値を超える既存建築物について高さの制限の範囲内の増築を行う場合。 ■バリアフリー化のために廊下、階段、エレベーターを増築する場合。 ■防災上、公益上必要な建築物で、<u>都市計画審議会の意見を聴いた上で、</u>町長が許可したもの。	4
	②制限の緩和	■<u>高さ制限値を超える既存建築物については、建替え等の際に町長の許可を受けることにより、既存の建築物の高さまで緩和します。</u>	■<u>次の各号のいずれかに該当する建築物において、町長が都市計画上支障が無いと認め、寒川町都市計画審議会の意見を聴いた上で許可したもの。</u> (1) <u>高さ制限値を超える既存建築物の建替え等については、既存の建築物の高さまで緩和する。</u> (2) <u>産業の振興等が図られ市街地環境の整備改善に資すると認められる建築物は、高度地区による高さの制限を緩和する。</u>	3